

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	都市計画課	検索番号	3-4
法令名	都市計画法	根拠条項	37-1	
許認可等	開発行為を受けた土地における工事完了公告前の建築等の承認			
<p>(根拠規定)</p> <p>工事完了公告前の建築承認については、開発工事の工程や施工上やむを得ない場合でなければならぬ。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>開発許可を受けた開発区域内では、工事完了公告があるまでの間は、何人も、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならないことになっているが、開発工事の工程上や施工上やむを得ない場合には建築物の建築を承認し得ることとしている。</p> <p>本号に該当するものとしては、官公署、地区センターその他の公益的施設を先行的に建設する場合、既存の建築物を開発区域内に移転し改築する場合、自己の居住又は業務の用に供する建築物を宅地の造成と同時に行なう場合でこれを切り離して施行することが不適当な場合が考えられる。また、第二種特定工作物に係る開発許可に際しては、当該開発行為(土地の区画形質の変更)と第二種特定工作物の建設を一体的に行なうことが合理的と認められる場合も該当する。</p>				